適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除未済 第七号の二様式別表五 法 外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の 事業年度 人 計算に関する明細書(その2) 名 被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算 適格組織再編成の別:適格合併・適格分割・適格現物出資 適格組織再編成の日: (用紙日本産業規格A4) 被合併法人等の名称: 被合併法人等の控除未済 分割法人等の調整国外所 ②のうち当該法人が移転 当該法人の控除未済外国税額 被合併法人 及び控除未済税額控除不足額 外国税額及び控除未済税 得金額又は個別調整国外 を受ける事業に係る部分 等の事業年 相当額とみなされる金額 額控除不足額相当額 所得金額 の金額 度又は連結 事業年度 (1) (2) (3) (4) 円 道民府県税 道民 府 県税 円 円 第 市民町村税 市民町村税 三条 道民 府 県税 道府県税 ・第十条の一 市民町村税 市民町村税 道府県税 道府県税 関 市民町村税 市民町村税 係 道府県税 道府県税 別 紙 市民町村税 市民町村税 七十八] 道府県税 道府県税 市民町村税 市民町村税 道府県税 道府県税 市民町村税 市民 村税 当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算 当該法人の調整後の控除未済外国税額 当該法人の控除未済外国税額及び 当該法人の控除未済外国税額及び 当該法人の 控除未済税額控除不足額相当額と 及び控除未済税額控除不足額相当額 控除未済税額控除不足額相当額 事業年度又 (前期の第7号の2様式(その2)の⑧) みなされる金額 は連結事業 4 (5)+(6)年度 7 (5) (6) 道民府県税 円 Щ 市民 村税 道民 府 県税 市民 村税 道民 府 県 税 市民 村税 道民 府 県税 市民 村税 道民 府 県税 恵民 村税 道府県税

市町村税